

奈良県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第21号

奈良県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職事由)

第2条 職員が、その職に必要な適格性を欠く場合において、降任又は免職することが適当でないと認められるときは、その意に反してこれを休職することができる。

(降給の種類)

第3条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第4条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務実績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 職員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合を除く。）

ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、

当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなきとき。

ウ その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第5条 任命権者は、人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(降任、免職、休職及び降給の手續)

第6条 任命権者は、法第28条第1項第2号の事由により降任し、若しくは免職し、同条第2項第1号又は心身の故障のため第2条の事由により休職し、又は第4条第1号イの事由により降格する場合には、2人以上の医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員は、前項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合は、これに従わなければならない。

3 法第28条第1項第3号の事由による降任又は免職は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任するよう努めた後でなければならない。

第7条 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第8条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、そ

の刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 第2条の規定に該当する場合の休職の期間は、1年を超えない範囲内において、必要に応じ個々の場合について、任命権者が定める。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあり、及び前項中「1年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第9条 任命権者は、前条第1項又は第3項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

第10条 休職の期間の満了した者は、当然に復職するものとする。ただし、改めて休職その他の行政処分をすることを妨げるものではない。

第11条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、その休職の期間中、法律又は条例に特別の定めがない限り、いかなる給与も支給されない。

(降号の効果)

第12条 降号は、当該職員が現に受けている号給の下位2号給（当該職員が現に受けている号給が当該職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、下位1号給）において行うものとする。

(失職の例外)

第13条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑が公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪によるものであって、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。